

建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領

(平成14年5月31日建管-639)

第1 目的

この要領は、県が発注する建設工事の入札参加資格（以下「格付け」という。）を有する者で主たる営業所が県内にあるもの2以上が、合併又はすべての建設業について営業譲渡した場合（以下「合併等」という。）における入札参加資格の調整措置（以下「調整措置」という。）、従前の格付けによる入札参加機会の確保措置（以下「参加機会確保措置」という。）及びその他の必要な事項について定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において「合併等会社」とは、合併により新たに設立された会社及び合併した後に存続する一方の会社並びにすべての建設業について営業譲渡した場合の譲受会社をいう。

2 この要領において「合併等当事会社」とは、合併等前の関係会社をいう。

3 この要領において「主たる営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所であって、かつ、営業所を統括し、指揮監督権を有する営業所をいう。

4 この要領において「その他の営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所であって、主たる営業所以外の営業所をいう。

第3 調整措置及び参加機会確保措置の対象

調整措置及び参加機会確保措置は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、格付けを有する者で主たる営業所が県内にあるもの同士による合併等会社を対象として行うこととし、その対象工事種別は、一般土木工事、建築一式工事及びその他格付け工事種別とする。

第4 調整措置

合併等会社の入札参加資格審査における総合点については、合併等当事会社のいずれかが格付けされている工事種別を対象に合併等後3年間は10%の、合併等後3年を超え5年未満の間は5%の範囲内の加算を行うこととし、工事種別に適用する割増率は別表（1）「合併等会社に対する格付け総合点の割増調整率」のとおりとする。

第5 調整措置の例外

知事は、合併等前の合併等当事会社が県の発注した建設工事において、合併等前2年間に適正な施工を確保していないと認められる場合には、第4に規定する調整措置を行わないものとする。

2 知事は、合併等会社が県の発注した建設工事において、適正な施工を確保していないと認められる場合には、第4の規定による調整措置を取り消すものとする。

第6 参加機会確保措置

合併等をしたことにより、合併等会社の入札参加機会が従前の合併等当事会社の入札参加機会に比し極端に減少することのないようにするため、次の各項に定める参加機会確保措置を講じることとする。

なお、第2項及び第3項の参加機会確保措置の期間は、合併等後3年間とする。

- 2 同一地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等後は、当該地域に一の主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次の一に該当するときは、合併等会社は、新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても指名を受けることができるものとする。
 - 一 同一の格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が従前の格付けより上位等級に格付けされたこと。
 - 二 異なる格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が格付けされたこと。
 - 三 合併等当事会社のいずれかが格付けを有している場合の合併等で、合併等会社が当該格付けより上位等級に格付けされたこと。
- 3 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等後は、当該地域のいずれかに主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次の一に該当したときは、合併等会社は主たる営業所の所在地域において、新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても指名を受けることができるものとする。
 - 一 同一の格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社がこれらより上位等級に格付けされたこと。
 - 二 異なる格付けを持つ合併等当事会社による合併等で、合併等会社の格付けが主たる営業所を置くこととした地域に所在していた合併等当事会社の格付けより上位等級となったこと。
- 4 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等後は、当該地域のいずれかに合併等会社の主たる営業所を置くほか、合併等当事会社の主たる営業所の所在地域にその他の営業所を置くこととした場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、合併等会社はその他の営業所の地域においても、合併等会社の格付けに基づく指名を受けることができるものとする。
 - 一 その他の営業所においても、合併等会社が格付けされた等級に必要な有資格技術者数の専任配置をしていること。
 - 二 合併等会社において格付けされた工事種別について、その他の営業所に係る従前の合併等当事会社においても同一工事種別に格付けされていたこと。
- 5 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等後は、合併等会社の主たる営業所を合併等当事会社の主たる営業所所在地域以外に置き、合併等当事会社の主たる営業所の所在地域にその他の営業所を置くこととした場合、第4項の各号のいずれにも該当するときは、合併等会社はその他の営業所の地域においても、合併等会社の格付けに基づく指名を受けることができるものとする。
- 6 条件付き一般競争入札に付す工事については、第2項から前項までの措置に準じて、入札参加資格における要件の設定を行うものとする。

第7 調整措置及び受注機会の確保措置の適用

第4及び第6の規定は、同規定による特例措置の適用を合併等会社が希望する旨の申し出をし、入札参加資格審査が確定した場合において適用するものとする。

2 前項の申し出は、合併等会社が「合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請書」（別紙様式1号）提出して行うものとする。

第8 調整措置等の結果の通知

知事は、第7第2項の規定により申請書が提出された場合において、第4及び第6の規定より調整措置等を行ったときは、直ちに、「合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書」（別紙様式2号）を申請者に交付しなければならない。

第9 経過措置

合併等が実施され、第7の規定に基づく合併等に伴う特例の申請が受理された日から、合併等会社の入札参加資格審査に基づき新たな格付けが確定するまでの間は、合併等会社については、経営を継承すると認められる一の主たる合併等当事会社の格付けのみを適用することとする。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行し、平成14年6月1日以後の合併等による合併等会社について、適用する。

附 則（平成15年3月28日建管－2795 一部改正）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月5日建管－63 一部改正）

この要領は、平成16年4月5日から施行する。

附 則（平成19年3月29日建管－2423 一部改正）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月28日建管－318 一部改正）

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

別 表

(1) 合併等会社に対する格付け総合点の割増調整率

単位：%

工 種	合併等後3年間	合併等後4・5年目
一般土木工事	8	4
法面工事	10	5
建築一式工事	8	4
電気工事	10	5
給排水暖冷房衛生設備工事	9	5
鋼構造物工事	5	3
ほ装工事	9	5
一般塗装工事	5	3
路面表示工事	10	5
機械器具設備工事	10	5
電気通信工事	10	5
造園工事	5	3
さく井工事	10	5
水道施設工事	10	5

(注) 当該割増調整率は、格付け基準点が改正された場合は改正されることがあります。

別紙様式1号（第7関係）

合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請書

平成 年 月 日

秋 田 県 知 事

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

平成 年 月 日付けで次のとおり合併等を行いましたので、建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び受注機会の確保に関する特例措置第7の規定に基づき、調整措置を申請します。

1 合併等前の会社名・住所・建設業許可番号

区 分	会 社 名	住 所	建設業許可番号

2 合併等後の会社の建設業許可番号（新設合併の場合のみ）

建設業許可番号	
---------	--

3 添付書類等

この申請を行う際は、次の書類等を調製のうえ提出が必要です。

また、合併等後の合併等会社について、総合評定値の通知を請求していただく必要があります。

- ・ 建設工事入札参加資格審査申請書
- ・ 県税納税証明書
- ・ ISO登録証の提示（取得している場合）

建管一
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 様

秋田県知事



合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書

平成 年 月 日付で申請のあった調整措置等については、次の結果となりました。

1 調整措置結果の内容

対象工種	総合点数	格付

2 格付け直近下位等級への入札参加資格

- (1) あり（工事種別： 等級： ）
- (2) なし

3 主たる営業所以外での入札参加資格

- (1) あり（地 域： 工事種別： 等級： ）
- (2) なし